

南空知公衆衛生組合からのお知らせ

南空知公衆衛生組合では、ごみの増加等による運営費の増加や、施設の老朽化に伴う維持費の確保など、今後増加が見込まれる費用負担に備えるため、令和3年4月1日からごみ袋の料金改定を予定しております。

つきましては、過日開催した「ごみ処理料金改定住民説明会」で、料金改定案を公表させていただきましたので、以下のとおり改めてお知らせいたします。

なお、ごみの分け方、出し方及び直接組合にごみを持ち込んだ場合のルールは変わりません。

■販売価格改定案（令和3年4月1日～）

区 分	容量	令和3年3月31日まで		令和3年4月1日から		
		1組あたり	枚数	1組あたり	枚数	
生ごみ	(黄色)	6ℓ	174 円	10枚	<u>120 円</u>	10枚
		15ℓ	242 円	10枚	<u>300 円</u>	10枚
可燃ごみ	(赤色)	20ℓ	174 円	10枚	<u>300 円</u>	10枚
		40ℓ	177 円	10枚	<u>300 円</u>	<u>5枚</u>
不燃ごみ	(青色)	5ℓ	84 円	10枚	<u>100 円</u>	10枚
		30ℓ	173 円	10枚	<u>225 円</u>	<u>5枚</u>
	(茶色)	15ℓ	138 円	10枚	<u>300 円</u>	10枚
びん・缶・ペットボトル	(灰色)	40ℓ	182 円	10枚	<u>200 円</u>	10枚
プラスチック	(白色)	40ℓ	159 円	10枚	<u>200 円</u>	10枚

※1組あたりの料金は、全て税込みです。

※粗大ごみ、段ボール、乾電池、蛍光灯については、従来どおり無料です。

■販売価格改定案（令和5年4月1日～）

区 分	容量	令和5年3月31日まで		令和5年4月1日から		
		1組あたり	枚数	1組あたり	枚数	
生ごみ	(黄色)	6ℓ	120 円	10枚	120 円	10枚
		15ℓ	300 円	10枚	300 円	10枚
可燃ごみ	(赤色)	20ℓ	300 円	10枚	<u>400 円</u>	10枚
		40ℓ	300 円	5枚	<u>400 円</u>	5枚
不燃ごみ	(青色)	5ℓ	100 円	10枚	100 円	10枚
		30ℓ	225 円	5枚	<u>300 円</u>	5枚
	(茶色)	15ℓ	300 円	10枚	300 円	10枚
びん・缶・ペットボトル	(灰色)	40ℓ	200 円	10枚	200 円	10枚
プラスチック	(白色)	40ℓ	200 円	10枚	200 円	10枚

※1組あたりの料金は、全て税込みです。

■新しいごみ袋及び現在のごみ袋の販売時期について

新しいごみ袋は、令和3年4月1日から販売します。

現在のごみ袋は、令和3年3月31日まで販売し、令和3年6月30日まで使用できますが、**令和3年7月1日からは使用できません。**

現在の指定袋の**交換や払い戻しは一切できません**ので、計画的なご購入をお願いします。

袋	店頭販売	使用期限
新しいごみ袋	令和3年4月1日から	
現在のごみ袋	令和3年3月31日まで	令和3年6月30日まで ※令和3年7月1日から使用不可

■説明会で出た主要意見及び構成町との協議結果

- ▽ ごみ袋の料金改定とは別に、ごみを減量化するための対策を講ずるべき。
- ▼ 資源回収奨励金交付事業をはじめ、減量化を推奨する事業の普及に努めて参ります。

- ▽ 粗大ごみの有料化も併せて行うべき。
- ▼ 「完全無料による3町以外からの流入防止」及び「公平な受益者負担」の観点からも「将来的に、近隣市町程度の料金設定が必要」と考えております。つきましては、構成町と協議し、改めて提案させていただきたいと思っております。

- ▽ 可燃ごみ、不燃ごみの上り幅が著しいため、他のごみ袋の料金と価格帯を合わせて欲しい。
- ▼ 原案の販売価格は、構成町と協議のうえ1ℓあたり2.0円の単価で積算しております。
また、資源ごみを1ℓあたり0.5円と低く設定することで、資源ごみの混在が目立つ可燃ごみと不燃ごみから、資源ごみへの正しい分別を促す意図がありますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

- ▽ 現在のごみ袋の使用期間が短く、使い切ることが困難なため期間の延長を求めたい。
- ▼ 標準的なご家庭で消費されるごみ袋の推移を参考に、令和3年6月30日までを期限とさせていただきました。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▽ 一連の値上げは社会状況から言って、やむを得ないと概ね理解できるが、料金改定に踏み切る前に、地域住民をはじめ関係者にもっと相談すべきだった。
- ▼ 一定のご理解をいただきありがとうございます。本件料金改定については、周知期間が短くご迷惑をおかしております。今後における決定事項等については、迅速に周知致しますので、ご理解をお願いいたします。

※▽説明会であった意見 ▼構成町との協議結果

■お問合せ先

- ・ 南空知公衆衛生組合 総務課 業務係 (☎0123-88-3900)